

緊急事態に対応できる国づくりに向けた建設的な議論を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し、大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営や雇用に対して深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに、医療提供体制において医療従事者や病床の不足により医療崩壊の危機に直面するなど、今まで想定されなかった事態も発生した。

一方、近年、自然災害が頻発化・激甚化し、「東日本大震災」では、瓦れきの撤去の遅れにより支援物資の輸送に遅れが生じ、被災自治体の行政機能の停止が問題となった。また、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震では、数日間にわたり広範囲で断水や停電が発生したほか、東北新幹線が脱線し復旧までに相当な期間を要するなど、国民生活に多大な影響が生じた。今後30年以内に、高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生も予想されている。

我が国は、これまで、大地震や豪雨災害、感染症その他の緊急事態に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきたが、我が国の憲法にはこのような緊急事態に対応するための規定がないことから、多くの課題を残してきた。

国家の最大の責務は、緊急事態において国民の命と生活を守ることであり、国民は、そのための施策と法整備、さらには根拠規定たる憲法について国会が建設的な議論に取り組むことを期待している。

よって、国においては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

秋田県議会議長 柴田正敏

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
法務大臣	古川禎久様
厚生労働大臣	後藤茂之様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様
防衛大臣	岸信夫様
内閣官房長官	松野博一様
内閣府特命担当大臣（防災）	二之湯智様